○国土交通省告示第九百五十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社日建学院から住所を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十二年八月二十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

一　住所の変更

変更前	東京都豊島区池袋二丁目三十八番九号
変更後	東京都豊島区池袋二丁目六十八番一号

二　変更する年月日　平成二十二年七月十二日

○国土交通省告示第九百五十四号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である株式会社日建学院から住所を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十二年八月二十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

一　住所の変更

変更前	東京都豊島区池袋二丁目三十八番九号
変更後	東京都豊島区池袋二丁目六十八番一号

二　変更する年月日　平成二十二年七月十二日

○国土交通省告示第九百五十五号

共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

道路の種類	路線名	区間
一般国道	二十号	広島市中区江波東二丁目五二〇番三から同市中区江波西二丁目一二六三番まで

○国土交通省告示第九百五十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年八月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－418号	防火戸（B15級）	Aluflam B－15 Fire Door	ALUFLAMUAB	Ukmerges Str. 7, Jonava, LT－55101, Lithuania

○国土交通省告示第九百五十七号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年八月二十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＨＰ	141298	ＭＡＩＺＵＲＵ ＢＩＳＨＡＭＯＮ	平成22. 7. 23
７ＪＨＹ	141323	ＶＥＧＡ ＤＲＥＡＭ	22. 7. 23
ＪＤ3053	141226	おりおん	22. 7. 12
ＪＤ3064	141239	フェニックス レジェンド	22. 7. 6
ＪＤ3067	141244	西善丸	22. 7. 20
ＪＤ3073	141254	うるめ	22. 7. 15
ＪＤ3078	141265	鞍馬丸	22. 7. 13
ＪＤ3082	141272	第八永昌丸	22. 7. 13
ＪＤ3083	141273	鶴洋丸	22. 7. 1
ＪＤ3089	141285	和丸	22. 7. 16
ＪＤ3096	141296	香取丸	22. 7. 16
ＪＤ3097	141297	第三ほうえい丸	22. 7. 29
ＪＤ3098	141291	とびしま	22. 7. 8
ＪＤ3100	141301	第八利栄丸	22. 7. 26

○国土交通省告示第九百五十八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年八月二十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
８ＬＥＢ	123590	すずか	平成22. 7. 28
８ＬＲＯ	125682	第十八太神丸	22. 7. 13
ＪＯＹ	130921	岩手	22. 7. 21
ＪＬＢＭ	119250	ほろべつ	22. 7. 6
ＪＰＸＯ	119122	いしかり	22. 7. 2
ＪＤ2006	140037	安積丸	22. 7. 1
ＪＤ2560	128571	えさん	22. 7. 21
ＪＤ2601	127115	第五十三雄甚丸	22. 7. 5
ＪＥ2615	124952	第12陸中丸	22. 7. 7
ＪＥ3052	132207	第十五協和丸	22. 7. 5
ＪＦ2061	119996	第八浦郷丸	22. 7. 20
ＪＧ3609	121398	いち丸	22. 7. 16
ＪＧ4448	127685	さくら	22. 7. 8
ＪＧ4610	128950	かいこう	22. 7. 13
ＪＧ4623	128890	くりはま丸	22. 7. 23
ＪＧ4852	130284	第十一中央丸	22. 7. 6
ＪＧ4859	132032	第二十八快晴丸	22. 7. 14
ＪＧ5162	133739	やまぶき	22. 7. 16
ＪＧ5441	135226	泉栄丸	22. 7. 28
ＪＨ3062	128402	第十七新丸	22. 7. 9
ＪＨ3132	128477	第二十一栄喜丸	22. 7. 7
ＪＩ2733	115588	第二富士丸	22. 7. 22
ＪＩ3436	131684	敬和丸	22. 7. 6
ＪＪ3041	118766	植田丸	22. 7. 5
ＪＪ3591	130806	北隆丸	22. 7. 20
ＪＪ3688	129274	ニューあかし	22. 7. 27
ＪＪ3749	131866	第拾福神丸	22. 7. 28
ＪＫ4254	125837	第三福寿丸	22. 7. 27
ＪＬ4974	125445	第二十一善勝丸	22. 7. 30
ＪＬ5528	130582	第三丸住丸	22. 7. 2
ＪＬ5738	130651	美晴丸	22. 7. 2
ＪＬ6032	132072	きんよう	22. 7. 23
ＪＬ6046	132929	第二十二英山丸	22. 7. 21
ＪＬ6099	132989	うしお	22. 7. 14
ＪＬ6259	134838	第八颯亜丸	22. 7. 12
ＪＬ6415	135094	登志丸	22. 7. 23
ＪＭ4154	133746	みやらび	22. 7. 16
ＪＭ5471	127800	第八明豊丸	22. 7. 15
ＪＭ5746	130403	第七十八東洋丸	22. 7. 12
ＪＭ5760	130325	鴻洋丸	22. 7. 1

○国土交通省告示第九百五十九号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十二年八月二十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
3420	平成4. 5. 25	119996	第八浦郷丸
2856	8. 8. 7	127274	寶海丸
A06111615	18. 5. 18	123842	第八十八八幡丸
A07181611	19. 7. 9	128693	はるかぜ
A07181612	19. 7. 9	128687	しおかぜ
A09151028	21. 4. 9	135676	第８駿河丸